

新潟県青少年健全育成条例施行規則

昭和 52 年 6 月 3 日新潟県規則第 48 号
改正 昭和 59 年 3 月 30 日規則第 41 号
昭和 60 年 3 月 30 日規則第 38 号
平成 3 年 6 月 7 日規則第 42 号
平成 5 年 3 月 31 日規則第 29 号
平成 6 年 3 月 22 日規則第 23 号
平成 8 年 3 月 29 日規則第 27 号
平成 8 年 9 月 13 日規則第 69 号
平成 9 年 12 月 26 日規則第 101 号
平成 12 年 3 月 24 日規則第 7 号
平成 13 年 6 月 15 日規則第 75 号
平成 14 年 3 月 29 日規則第 21 号
平成 16 年 3 月 31 日規則第 57 号
平成 16 年 12 月 28 日規則第 134 号
平成 17 年 2 月 25 日規則第 11 号
平成 17 年 3 月 19 日規則第 31 号
平成 17 年 4 月 1 日規則第 92 号
平成 17 年 5 月 1 日規則第 103 号
平成 17 年 9 月 1 日規則第 119 号
平成 17 年 9 月 16 日規則第 124 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 24 号
平成 19 年 12 月 25 日規則第 87 号
平成 23 年 10 月 18 日規則第 44 号
平成 24 年 7 月 6 日規則第 33 号
平成 28 年 3 月 30 日規則第 23 号
平成 30 年 3 月 30 日規則第 20 号
平成 31 年 3 月 29 日規則第 36 号
令和 元年 10 月 18 日規則第 25 号
令和 3 年 3 月 30 日規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県青少年健全育成条例(昭和 52 年新潟県条例第 6 号。以下「条例」という。)の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

(推奨及び指定の認定基準)

第 2 条 条例第 13 条の規定による推奨並びに条例第 16 条第 1 項、条例第 17 条第 1 項、条例第 18 条第 1 項及び条例第 19 条第 1 項の規定による指定の認定基準については、別に定めるところによる。

(利用カード等販売機による販売の届出等)

第3条 条例第15条の4第1項の規定による届出は、別記第1号様式により、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を添えて行うものとする。

2 条例第15条の4第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 利用カード等に係るテレホンクラブ等営業所の名称

(2) 利用カード等販売機を設置する土地又は建物の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び電話番号

(3) 利用カード等販売機の設置場所付近の状況

3 知事は、第1項の届出を受理したときは、別記第2号様式による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

（利用カード等販売機による販売の変更等の届出等）

第4条 条例第15条の4第2項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第3号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、同条第1項第1号に掲げる事項（電話番号を除く。）であるときは、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を添付するものとする。

2 条例第15条の4第2項の規定による利用カード等販売機の使用の廃止の届出は、別記第4号様式により行うものとする。

3 前条第3項の規定は、前2項の届出について準用する。

（掲示及び表示）

第5条 条例第15条の4第3項の規定による利用カード等販売機の表示は、別記第5号様式により行うものとする。

2 条例第16条第3項の規定による観覧等制限興行の掲示は、別記第6号様式により行うものとする。

3 条例第22条の3第2項の規定による深夜における立入禁止の掲示は、別記第7号様式により行うものとする。

4 条例第22条の4第4項の規定による自動販売機等の表示は、別記第8号様式により行うものとする。

第6条 削除

（観覧等制限指定の年齢の限定）

第7条 条例第16条第1項の規定により、青少年の年齢を限定して観覧等制限興行の指定をする場合は、15歳に達するまでの青少年を対象として行うものとする。

（販売等制限図書類等とする図書類等の内容）

第8条 条例第17条第2項第1号に規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
- イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ウ 異性間又は同性間の愛ぶの姿態
- エ 自慰の姿態
- オ 排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交又はこれを連想させる行為
- イ 強かんその他のりよう辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第 17 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした場面を含む。）とする。

（販売等制限図書類の陳列場所等）

第 9 条 条例第 17 条第 4 項に規定する規則で定める場所は、販売等制限図書類を青少年に販売し、頒布し、交換し、貸し付け、見せ、又は聞かせることができない旨の表示をした容易に監視できる場所であつて、次の各号（同条第 2 項第 4 号に掲げるものを、同項第 1 号に掲げるものを掲載している部分が見える方法により陳列する場合にあつては、第 1 号又は第 3 号）のいずれかに該当するものとする。

- (1) 青少年が自由に出入りできないよう仕切られた場所
- (2) 床面からおおむね 150 センチメートル以上の高さにある場所
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないと知事が認める場所

2 条例第 17 条第 4 項ただし書に規定する規則で定める方法は、販売等制限図書類を青少年に販売し、頒布し、交換し、貸し付け、見せ、又は聞かせることができない旨の表示をした容易に監視できる場所において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同条第 2 項第 1 号に掲げるものを掲載している部分が見えない方法とする。

- (1) 包装その他の方法により、閲覧できない状態にすること。
- (2) 背表紙のみが見えるようにすること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないと知事が認める方法

（販売等制限がん具類とする特定がん具類の内容）

第 10 条 条例第 19 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状
- (2) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させると人形となるものを含む。）の形状

- (3) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造
(指定薬品等の範囲)

第 11 条 条例第 21 条第 4 号で規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤及び塗料
(2) バルビツール酸の化合物及びその製剤
(3) ブロムワレリル尿素及びその製剤
(4) ジアルキルアミノアルキルフエノチアジン、その化合物及びそれらの製剤
(深夜における青少年の立入りを禁止する営業の指定)

第 12 条 条例第 22 条の 3 第 1 項に規定する規則で定める営業は、個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業とする。

(自動販売機等による図書類の販売の届出等)

第 13 条 条例第 22 条の 4 第 1 項の規定による届出は、別記第 12 号様式により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
(2) 自動販売機等管理者を置くときは、その者の住民票の写し及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類

2 条例第 22 条の 4 第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等を設置する土地又は建物の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び電話番号
(2) 自動販売機等の設置場所付近の状況

3 知事は、第 1 項の届出を受理したときは、当該届出に係る届出書に受理番号を記入して、当該届出書の写しを当該届出をした者に交付するものとする。

(自動販売機等による図書類の販売の変更の届出等)

第 14 条 条例第 22 条の 4 第 3 項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第 13 号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 条例第 22 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる事項（電話番号を除く。）の変更
前条第 1 項第 1 号に掲げる書類
(2) 条例第 22 条の 4 第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものに限る。） 前条第 1 項第 2 号に掲げる書類
(3) 条例第 22 条の 4 第 1 項第 5 号に掲げる事項（電話番号を除く。）の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。） 住民票の写し

2 条例第 22 条の 4 第 3 項の規定による自動販売機等の使用の廃止の届出は、別記第 14 号様式により行うものとする。

(多数の青少年の利用に供する施設)

第 15 条 条例第 23 条第 5 項第 5 号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校で 18 歳に達するまでの者が入学できるもの
- (3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 21 条に規定する公民館
- (4) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条に規定する都市公園
- (5) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で別表に掲げるもの
- (6) 公立の体育館、陸上競技場、プール、野球場、サッカー場、テニスコート、武道場及びキャンプ場並びに多数の青少年の利用に供するスポーツ施設で知事が指定したもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供する施設で知事が指定したもの

2 前項第 6 号又は第 7 号の規定による施設の指定は、新潟県報に告示して行う。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等に係る書面の記載事項)

第 15 条の 2 条例第 26 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出年月日
- (2) 当該保護者の氏名、住所及び電話番号
(立入調査員の指定)

第 16 条 条例第 27 条第 1 項の規定により、知事が指定して立入調査等を行わせる職員は、次の各号に掲げる職員のうちから指定する。

- (1) 福祉保健部及び産業労働部の関係職員
- (2) 児童相談所及び地域振興局の関係職員
- (3) 少年補導に従事する警察職員
- (4) その他知事が必要と認める職員
(身分を示す証明書)

第 17 条 条例第 27 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記第 15 号様式のとおりとする。

(推奨の申出)

第 18 条 興行を主催する者、図書又はがん具を取り扱うことを業とする者、放送の事業者等は、条例第 13 条の規定による推奨を受けようとするときは、別記第 16 号様式により申し出ることができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和 52 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 新潟県青少年保護育成条例施行規則（昭和 42 年新潟県規則第 31 号）は、廃止する。

附 則（昭和 59 年規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年規則第 38 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年規則第 42 号）

この規則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年規則第 29 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 23 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第 27 号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第 69 号）

この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 101 号）

この規則は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 7 号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の改正規定 公布の日

(2) 第 10 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に 1 項を加える改正規定、第 11 条の 3 を第 11 条の 4 とし、第 11 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び別記第 16 号様式の次に 1 様式を加える改正規定
平成 12 年 7 月 1 日

(3) 前 2 号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成 12 年 4 月 1 日

附 則（平成 13 年規則第 75 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 21 号）
この規則中別記第 13 号様式の改正規定（「第 13 号様式（第 8 条関係）」を「第 13 号様式（第 5 条関係）」に改める部分を除く。）は平成 14 年 7 月 1 日から、その他の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 57 号）
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 134 号）
この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 11 号） 抄
（施行期日）
1 この規則は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 31 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 92 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 103 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 119 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 124 号）
この規則は、平成 17 年 10 月 10 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 24 号）
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 87 号）
この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 44 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 1 項第 2 号の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 33 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 23 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置の原則）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年規則第 20 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 36 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 25 号）

この規則中第 1 条の規定は令和 2 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第15条関係)

名 称	位 置
新潟市こども創作活動館	新潟市
新潟市若者支援センター	新潟市
長岡市法末自然の家	長岡市
青海少年の家	糸魚川市
国立妙高青少年自然の家	妙高市
五頭連峰少年自然の家	阿賀野市
新潟県少年自然の家	胎内市

別記第1号様式(第3条関係)

(表)

※受理番号

利用カード等販売機による販売届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおり利用カード等販売機により利用カード等を販売したいので、新潟県青少年健全育成条例第15条の4第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

販 売 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
利用カード等販売機の設置場所	区分	屋内	
		屋外	
利用カード等販売機の機種 及び製造番号	機 種		
	製 造 番 号		
利用カード等に係る営業所 の名称	ふりがな		
	名 称		
土地又は建物の所有者の氏 名、住所等	ふりがな		
	氏 名 (法人にあつて は、名称及び代 表者の氏名)		
	住 所		
	電 話 番 号		

(裏)

利用カード等販売機の設置場所付近の状況

見取図

注 1 ※印欄は、記入しないこと

2 「利用カード等販売機の設置場所」欄は、「区分」欄の該当するものを○で囲み、設置場所を具体的に記入すること。

3 「土地又は建物の所有者の氏名、住所等」欄は、届出者が届出に係る土地又は建物の所有者である場合は、記入を要しないものであること。

添付書類 利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)(他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)

第2号様式(第3条、第4条関係)

受 理 書

第 号
年 月 日

様

新潟県知事

- 利用カード等販売機による販売届(別記第1号様式)
- 利用カード等販売機による販売変更届(別記第3号様式)を受理しました。
- 利用カード等販売機使用廃止届(別記第4号様式)

受 理 番 号		
利用カード等に係る営業所の名称		
利用カード等販売機の設置場所		
利用カード等販売機 の機種及び製造番号	機 種	
	製造番号	

第3号様式(第4条関係)

利用カード等販売機による販売変更届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名〕

下記のとおり利用カード等販売機による利用カード等の販売に係る届出事項を変更した
ので、新潟県青少年健全育成条例第15条の4第2項の規定により、関係書類を添えて届け
出ます。

記

受 理 番 号			
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 事 項			
変 更 前		変 更 後	

添付書類 変更事項が、利用カード等販売機により利用カード等を販売する者の氏名(法人
にあつては、名称及び代表者の氏名)又は住所である場合は、利用カード等販売機により
利用カード等を販売する者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)(他の届出
に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)

第4号様式(第4条関係)

利用カード等販売機使用廃止届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名

下記のとおり利用カード等販売機の使用を廃止したので、新潟県青少年健全育成条例第15条の4第2項の規定により、届け出ます。

記

受 理 番 号	
利用カード等販売機の製造番号	
廃 止 年 月 日	年 月 日

第5号様式(第5条関係)

利用カード等販売機の連絡先

1 設置業者
2 設置場所
3 連絡先

16cm

18歳未満の青少年の利用カード等の購入は、禁止されています。

◇

この表示は、新潟県青少年健全育成条例第15条の4第3項に基づくものである。

13cm

(注)

- 1 「設置業者」は、個人の場合は氏名、法人の場合は名称及び代表者の氏名を表示すること。
- 2 「設置場所」については、利用カード等販売機の所在する地番のほか、「〇〇方前」等具体的に表示すること。
- 3 「連絡先」は、設置者の住所又は所在地及び電話番号を表示すること。
- 4 材質は耐久性のあるものとする。

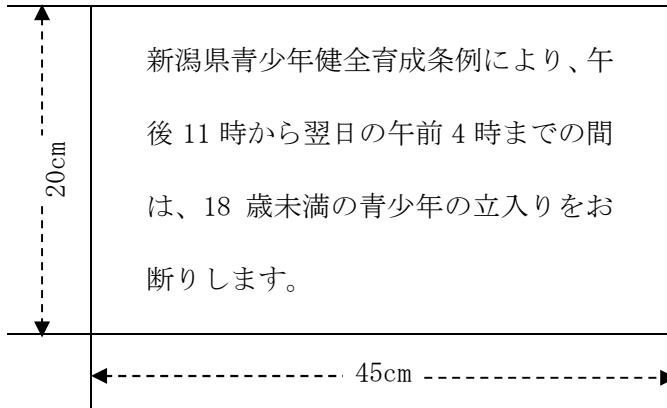
第6号様式(第5条関係)

<p>ただいま上映(演)中の は、新潟県青少年健全 育成条例により指定を受けましたので、下記に該当 する青少年は、入場できません。</p> <p>○18歳未満の青少年 (○15歳未満の青少年)</p>

20cm

45cm

第7号様式(第5条関係)



第8号様式(第5条関係)

The diagram shows a rectangular sign with a height of 16cm and a width of 13cm. At the top, there is a box containing the text "自動販売機等の連絡先". Below this box is a list of four items: "1 設置業者", "2 設置場所", "3 連絡先", and "4 受理番号". A diamond symbol is centered below the list. At the bottom of the sign, there is a note in Japanese: "この表示は、新潟県青少年健全育成条例第22条の4第4項に基づくものである。"

(注)

- 1 「設置業者」は、個人の場合は氏名、法人の場合は名称及び代表者の氏名を表示すること。
- 2 「設置場所」については、自動販売機等の所在する地番のほか、「〇〇方前」等具体的に表示すること。
- 3 「連絡先」は、設置者(自動販売機等管理者を置く場合には、設置者及び自動販売機等管理者)の住所又は所在地及び電話番号を表示すること。
- 4 「受理番号」は、販売(貸付け)届を提出した際に付された番号を表示すること。
- 5 材質は、耐久性のあるものとする。

第 12 号様式(第 13 条関係)

(表)

※受理番号	
-------	--

自動販売機(自動貸出機)による図書
類(特定がん具類)販売(貸付け)届

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり自動販売機(自動貸出機)により図書類(特定がん具類)の販売(貸付け)をした
たいので、新潟県青少年健全育成条例第 22 条の 4 第 1 項の規定により、関係書類を添えて
届け出ます。


記

販売又は貸付けの開始予定年月日	年 月 日
自動販売機等の設置場所	
販売又は貸付けの別	販売・貸付け
自動販売機等の 機種及び製造番 号	機 種 製 造 番 号
自動販売機等に収納する図書類又は 特定がん具類の種類	1 書籍又は雑誌 2 ビデオテープ 3 その他の図書類() 4 特定がん具類()
自動販売機等管 理者の氏名、住所 等	ふ り が な 氏 名
	住 所
	電 話 番 号
土地又は建物の 所有者の氏名、住 所等	ふ り が な 氏 名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)
	住 所
	電 話 番 号

(裏)

自動販売機等の設置場所付近の状況

見取図



- 注 1 ※印欄は、記入しないこと
- 2 「販売又は貸付けの別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 「自動販売機等の設置場所」欄は、具体的に記入すること。
- 4 「自動販売機等に収納する図書類又は特定がん具類の種類」欄は、該当する番号を○で囲み、3又は4に該当する場合は、()内に種類を具体的に記入すること。
- 5 「自動販売機等管理者の氏名、住所等」欄は、自動販売機等管理者を置く場合にのみ記入すること。
- 6 「土地又は建物の所有者の氏名、住所等」欄は、届出者が届出に係る土地又は建物の所有者である場合は、記入を要しないものであること。

添付書類

- 1 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)(他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)
- 2 自動販売機等管理者を置く場合は、その者の住民票の写し(他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類

第 13 号様式(第 14 条関係)

自動販売機(自動貸出機)による図書類
(特定がん具類)販売(貸付け)変更届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
届出者

氏 名
〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

下記のとおり自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)の販売(貸付け)に係る届出事項を変更したので、新潟県青少年健全育成条例第 22 条の 4 第 3 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

受 理 番 号	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
変更前	変更後

添付書類

- 1 変更が、自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付ける者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)又は住所の変更である場合は、その者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)(他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)
- 2 変更が、自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものに限る。)である場合は、その者の住民票の写し(他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類
- 3 変更が、自動販売機等管理者の氏名又は住所の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。)である場合は、その者の住民票の写し(他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)

第 14 号様式(第 14 条関係)

図書類(特定がん具類)の自動販売機(自動貸出機)使用廃止届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
届出者
氏 名
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕


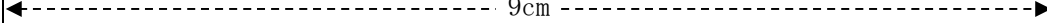
下記のとおり図書類(特定がん具類)の自動販売機(自動貸出機)の使用を廃止したので、新潟県青少年健全育成条例第 22 条の 4 第 3 項の規定により、届け出ます。

記

受 理 番 号	
自動販売機等の製造番号	
廃 止 年 月 日	年 月 日

第 15 号様式(第 17 条関係)

表

 <p>6cm</p>	<p>第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>写 真</p> </div>	<p>立 入 調 査 員 証</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、新潟県青少年健全育成条例第 27 条第 1 項に規定する立入調査等の 権限を有する職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>新潟県知事 氏 名 印</p>	
	 <p>9cm</p>		

裏

新潟県青少年健全育成条例の抜粋

(立入調査等)

第 27 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間中、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

- (1) 利用カードの自動販売機の設置場所
- (2) 興行を行う場所
- (3) 図書類販売業者の営業の場所又は図書類の自動販売機等の設置場所
- (4) 広告類の広告主若しくは管理者の営業の場所又は広告類を掲示し、若しくは表示した場所
- (5) 特定がん具類の販売を業とする者の営業の場所又は特定がん具類の自動販売機等の設置場所
- (6) 貸金業者、質屋又は古物商の営業の場所
- (7) 第 22 条の 3 第 1 項の規則で定める営業を行う場所

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係者に提示しなければならない。

(適用上の注意)

第 28 条 この章の規定は、青少年の健全な育成を図るため必要最小限度において適用すべきであつて、その運用に当たつては、国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第16号様式(第18条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名〕

の推奨について(申出)

下記 について、新潟県の推奨を受けたいので、新潟県青少年健全育成条例施行規則第18条の規定により、関係書類を添えて申し出ます。

記

種 類	映 画 図 書 その他()
制作社(者)又は発行社(者)名	
題 名 又 は 名 称	
興行、放送、販売等の期間	年 月 日～ 年 月 日
推奨に値すると認める理由又は内容	
推奨の主たる対象とする青少年の範囲	幼児向き 小学生向き 中学生向き 青年向き 家族向き

添付書類

- 1 推奨を受けようとする映画等の内容が記載されたパンフレット等
- 2 推奨を受けようとする映画等が、文部科学省特別選定又は文部科学省選定の認定を受けている場合にあつては、その認定を証する書類の写し